

栃木県社会福祉協議会福祉用具貸出事業実施要領

(目的)

第1条 本要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉用具（以下「用具」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、用具を貸出しすることにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(福祉用具)

第2条 貸出を行う福祉用具は次の号に掲げるものとする。

- (1) 高齢者疑似体験用具
- (2) アイマスク

(貸出対象)

第3条 貸出対象は、栃木県内所在の団体及び施設等とし、福祉活動の推進を利用目的とした事業等に使用するものであることとする。

- 2 用具の貸出しを受けることができる者の範囲は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 福祉関係団体・施設等
 - (2) 学校・園等の教育関係機関
 - (3) ボランティア活動グループ
 - (4) その他本会が適当と認める者

(貸出期間)

第4条 用具の貸出期間は、貸出しの日から1週間以内とする。ただし、その期間をこえて借り受けるやむを得ない事情がある時には、その旨を申し出ることにより、他の貸出予約がない場合に限り1週間を限度に貸出延長ができるものとする。

(貸出及び返却)

第5条 用具の貸出及び返却は、本会の窓口において行うこととする。なお、返却の日が休日にあたる場合には、本会の翌業務日を返却日とするものとする。

(申込)

第6条 申込は、用具を使用する日の6ヵ月前から来所、電話のいずれかで行うことができる。貸出しを受けようとする者は、福祉用具貸出申込書を提出するものとする。

(使用料)

第7条 用具の貸出しに係る使用料は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 適正な管理責任のもとに用具を使用すること。
- (2) 営利的な目的に利用しないこと。
- (3) 用具を第三者に転貸しないこと。
- (4) 用具を紛失又は破損等した場合には、直ちにその状況を本会に報告し、その指示に従うこと。

(貸出し中の事故)

第9条 貸出した用具の利用に際して事故が発生した場合、使用者の責任において処理しなければならない。

(返却命令)

第10条 本会は、使用者がこの要領に違反した場合は、用具の返却を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。